

NPO応援ローン

(2018年4月2日現在)

1. 貸出期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転資金（短期）、つなぎ資金 <ul style="list-style-type: none"> (1) 一時払いは原則として3ヵ月以内、最長6ヵ月以内 ただし、つなぎ資金は委託金・助成金の交付までとし、原則として1年以内、最長1年3ヵ月以内 (2) 分割払いは1年以内 ・ 設備資金（長期） <ul style="list-style-type: none"> 5年以内（1年単位）
2. 貸出金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無担保貸付とし、一融資先あたり500万円以内 ただし、つなぎ資金は2,000万円以内で交付金の範囲内
3. 金利変動の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変動金利（一時払い返済方式は固定金利） <ul style="list-style-type: none"> (1) 借入利率は、毎年4月1日および10月1日（以下、「見直し基準日」といいます。）に見直すものとします。 (2) 見直し後の借入利率は、見直し前の借入利率に今回見直し基準日現在の基準利率と前回見直し基準日現在の基準利率との差を加減した利率とします。 ただし、最初の借入利率の見直しの場合には、見直し前の借入利率に見直し基準日現在の基準利率と借入時の基準利率との差を加減した利率とします。 (3) 見直しされた借入利率の適用開始日は、4月1日見直し基準日の場合は同年7月の約定返済日の翌日、10月1日見直し基準日の場合は、翌年1月の約定返済日の翌日からとします。
4. 借入期間中の異なる金利適用の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
5. 借入資格（対象法人）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となるNPO法人は、特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号。平成10年12月1日施行。以下「法」という）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、次のいずれをも満たすものとなります。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 新潟県内に主たる事務所を有する (2) 原則として、法人格取得前も含めて3年以上活動しており、かつ法人格取得後最低1事業年度以上の決算が確定している (3) 新潟NPO協会内の「公共性審査委員会」による公共性等審査を経て、融資申込みの推薦を得ている
6. 資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業およびその他事業に必要で公益性・社会的意義が認められる資金とし、以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 運転資金 <ul style="list-style-type: none"> 経常運転資金、季節資金等 (2) つなぎ資金 <ul style="list-style-type: none"> 地方自治体等助成団体からの助成金支給までのつなぎ資金等 (3) 設備資金
7. 担保・保証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担保/無担保（不要） ・ 保証/NPO法人の理事（原則として代表権を有する理事）を含め1名以上が個人連帯保証人となります。
8. 返済の方式と頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の何れかの返済方式を選択していただきます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 元利均等毎月払い <ul style="list-style-type: none"> （元利均等払いとは、融資金を毎月の返済日に一定の返済額〔元金＋利息〕で返済する方式です。） (2) 一時払い方式（利息先払い）

9. 返済試算額の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 店頭でお申し出があれば試算いたします。
10. 返済額変更の基準と頻度 (金利変動とは異なる)	<p>(1) 毎回の元利金返済額は借入利率の変更にかかわらず、10月1日の見直し基準日を5回経過するごとに見直すものとし、翌年2月の約定返済日より新元利金返済額に変更されるものとし、(以下、この見直し方式を「5年ごとの返済額の見直し」といいます。)</p> <p>(2) 5年ごとの返済額の見直しは、借入利率、残存元金、未払利息、最終回返済日までの期間に基づいて、新しい元利金返済額を算出するものとし、ただし、新元利金返済額は、見直し前の元利金返済額の1.25倍を限度とし、算出した元利金返済額が見直し前の元利金返済額より少ない場合は、元利金返済額を変更せず返済回数を繰り上げるものとし、</p> <p>(3) 借入利率変更に伴い最終回返済日に未払利息および元金の一部が残存する場合には、最終回返済日に一括して支払うものとし、</p>
11. 保証料	<ul style="list-style-type: none"> 不要
12. 返済条件変更の場合の手数料	<ul style="list-style-type: none"> 手数料無料
13. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利については窓口でお問い合わせください。
14. ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合せは下記のフリーダイヤルをご利用ください。 電話番号 0120-191-880 受付時間 午前9時～午後5時 ※月～金の祝日(振替休日含む)、5月3日～5日、12月31日～1月3日、および1月4日、5日が土・日曜日の場合はフリーダイヤルの受付を行いません。 なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス http://www.niigata-rokin.or.jp
15. 第三者機関に問題解決を相談したい場合	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。なお、お客様が直接「仲裁センター」へ申し出ることも可能です。(【仲裁センター】は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。) 【窓口：(社)全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時 【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031、第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588、第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249 ※ 仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問合せいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。 ホームページアドレス http://www.niigata-rokin.or.jp